

令和3年度 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、関川村における取組の実施状況について公表します。

（1）男性職員の配偶者出産休暇の取得率

【目標】 制度周知や取得しやすい職場環境をすすめ、100%の取得率とします。

【状況】

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
50%	100%	100%	100%	-	-

※「-」は対象なし

【取組内容】

○令和3年度は対象者がいなかったが、対象者には休暇に関するパンフレット（独自作成）を配布し周知していく。

（2）育児休業の取得率

【目標】 取得しやすい職場環境づくりと円滑な職場復帰への支援をすすめ、男性職員30%、女性職員100%の取得率とします。

【状況】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
男性	0%	0%	0%	0%	-
女性	100%	100%	100%	-	100%

	R3年度
男性	-
女性	100%

※所得率…育児休業をした者÷年度中に子どもが出生した者×100

※「-」は対象なし

【取組内容】

○対象職員へ休暇に関するパンフレット（独自作成）を配布し、休暇取得を勧めている。

(3) 女性管理職員の比率

【目標】 関川村職員の女性管理職員の比率を30%以上とします。

【状況】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
課長級	30.0%	27.3%	20.0%	30.0%	30.0%
係長級以上	41.7%	41.0%	37.8%	35.1%	38.1%

	R3年度
課長級	30.0%
係長級以上	38.2%

【取組内容】

○取組なし

(4) 年次休暇の取得日数

【目標】 職員1人あたりの年次休暇取得日数平均を12日とします。

【状況】

H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
9.8日	10.4日	11.6日	11.1日	11.1日	11.9日

※各年1月1日～12月31日までの期間、休職者等を除く

【取組状況】

○夏季休暇や祝日などにあわせて計画的に取得するよう周知している。